

平成28年第1回定例会
斑鳩町議会会議録

平成28年3月3日
午前9時 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(12名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
8番	井上卓也	9番	中西和夫
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 欠席議員(1名)

7番 嶋田善行

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 寺田良信 係長 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	西巻昭男	税務課長	黒崎益範
住民生活部長	乾善亮	福祉課長	中原潤
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	安藤容子
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	本庄徳光
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕 11番 濱議員

1. 介護保険について

- (1) 認定申請者の対応について。
- (2) 要支援者の介護保険サービスはずし（自立・卒業）について。
- (3) 低廉なサービスについて。

2. バリアフリーについて

- (1) 町内の状況（国・県・町・民間・その他）
- (2) 障害者等の優先駐車スペースについて。

3. 虐待について

- (1) 児童虐待の現状と対策について。
- (2) その他の虐待について。

〔2〕 4番 小村議員

1. 斑鳩町の財政状況、特に経常収支比率について

2. まち・ひと・しごと総合戦略について

3. 防災備蓄量について

〔3〕 2番 小林議員

1. 参議院選挙への取組について

- (1) 閣議決定された公職選挙法改正案の制度面への準備について。

（若者も含めた有権者が投票しやすい環境の一層の整備）

- (2) 過去の国政選挙等に掛かった経費、予算面での対応について。

（選挙等執行経費の基準額の改正による影響）

- (3) 選挙啓発の取組について。

（HPやフェイスブック、個別に冊子を配布されるが、どのように調査・研究され前例を改善されたのか）

2. 病児保育について

- (1) 奈良県下の病児保育の状況と課題について。

- (2) 病児保育に関する新たな規制緩和について。

- (3) 広域化による病児保育サービスについて。

3. 女性や子どもが暮らしやすい斑鳩について

(1) ホワイトトリボンキャンペーンやイクボスの周知について。

(斑鳩町役場の男性職員による育休実績)

(2) コンビニ等に置かれている成人向け雑誌に“目隠し”カバーの検討を。

(子どもへの教育的配慮や東京オリンピック、聖徳太子御遠忌1400年に向けて増える訪日外国人への配慮の必要性)

〔4〕 6番 平川議員

1. 協働のまちづくりについて

(1) 市民活動センターについて。

(2) 今後の方向性について。

2. 生活困窮者対策について

(1) 実態把握について。

3. 民泊について

(1) 斑鳩町で設置可能な宿泊施設について。

(2) 今後の方向性について。

〔5〕 5番 伴議員

1. 水道管の耐用年数について

(1) 水道管の総延長のうち法定耐用年数40年が経過した施設の割合を伺う。

(2) 耐用年数が経過した部分の更新計画について伺う。

(3) 水道管のうち震度6強程度の地震に耐えられる「耐震適合率」の現在の状況について伺う。

(4) 水道施設の大規模災害に対する備えについて伺う。

2. 図書館の雑誌購入について

(1) 図書館の雑誌購入を民間業者が負担する雑誌スポンサー制度が奈良県内の公立図書館でふえてきているようだが本町の考えを伺う。

〔6〕 13番 奥村議員

1. こども医療費助成制度を高校卒業までに拡充するとともに、窓口無料化を求めることについて

2. 児童虐待の防止に向けた町としての取り組みについて

3. 子供の読書活動推進について

〔 7 〕 3 番 中川議員

1. 防犯カメラの設置について

(1) 26年6月議会で防犯カメラの設置について要望をさせていただきました。その後JR法隆寺駅に設置をしていただきましたが、その後の計画について。

2. 町が送付する書類の封入について

(1) 奈良税務署が確定申告の納付書を送付した際に封入を誤り別人のものを送っていたと言う事があったが、町の送付する書類についてはどのようにされているのか？

〔 8 〕 1 2 番 木澤議員

1. 保育料について

(1) 所得算定基準が所得税から住民税に変更されたことによる影響について。

(2) 年少扶養控除のみなし適用が廃止になることによる影響について。

(3) 新年度からの国の軽減制度実施による影響について。

2. 自衛隊奈良地方協力本部からの個人情報提出依頼の実態について

(1) 自衛隊奈良地方協力本部からの個人情報提出依頼に対する町の対応について。

(2) 平成27年4月28日付で防衛大臣名で都道府県知事宛に出された通達に対する町の認識について。

(3) 中卒者の情報提供は国連議定書（2000年第54回国連総会「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」）の趣旨に反するのではないか。

3. 奈良県市町村総合事務組合について

(1) 昨年の12月議会で詳細のわかる方に来ていただいて説明をしていただくよう要請したが、結果はどうなったのか。

1. 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

なお、嶋田議員から欠席の通告を受けています。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、11番、濱議員の一般質問をお受けいたします。

11番、濱議員。

○11番(濱眞理子君) おはようございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。通告どおり、順番にさせていただきます。まずは、介護保険についてでございます。

① して、認定申請者の対応についてというところから質問を始めさせていただきますが、介護保険の大きな目的は、お年寄り一人ひとりの身体的、精神的、そして家庭や経済などの社会的な要因による不都合を軽減し、人生を尊重しつつ尊厳を守ることにあります。このことについての異議はないと思われま

しかし、介護保険の新たな改定は、介護保険サービス利用の増大からの経費削減と利用者負担の増大、繰り返される介護保険料の値上げという側面もあり、お年寄りのみならず、将来必ず高齢者となる全ての人にとって、将来、いえ、明日の不安を含む改定であると多くの方々危惧するものであります。

利用サービスの増大は、介護支援の必要度が増大したものであります。高齢化の進みは全国的であり、長寿、寿命の伸びは、世界的にも高水準であります。しかし、利用対象人口の増大は、介護保険料納付者の増大でもあります。給料や年金から天引きで納入される保険料が生活を圧迫し、お年寄りのみならずそれを支える家族の経済状況をも圧迫していることも忘れてはならないところであります。

住みなれたまち、住みなれた家で過ごされることは、安住という精神的な面で重要であることは確かなことと考えております。また、本来の意味である介護度の改善が進み、介護の必要度が軽減されるのは喜ばしいことでございます。地域で支えあうネットワークの推進事業など、斑鳩町での施策については評価できることも多くあり、住民の1人として大いに期待しております。身体的、また認知症などの早期発見と早期からの予防・改善の取り組みは、介護保険の枠を超え、人生そのものを健やかに送るための大き

なキーワードであると考えます。

1点目の質問は、ご本人やご家族からの認定申請の抑制があってはならないという趣旨であります。審議会の取扱件数は、どれぐらい件数があるのでしょうか。また、審議日数や時間に無理はないのでしょうか。件数が限度を超え、十分な審議が保証されないことはありませんか。1件当たりの所要時間はいかなるものなのでしょうか。担当課、職員は専門的な知識を持って相談に応じておられることと存じますが、寄せられた相談件数のうち、申請に該当しないとの判断で、結果的に申請を受け付けない例はございますでしょうか。その判断の基準はあるのでしょうか。専門職による介護度の認定のシミュレーション等も行われているのでしょうか。介護保険の要支援認定者と自立と未申請者との間には、一線が存在いたします。要支援と認定されれば利用できない施策もあることから、申請をされない方もおいででございます。新しい制度の中で、この点を改善できる考えはお持ちでしょうか。どの方も、改善や維持が見られても、加齢の波は防ぎようがなく、ご自身の客観的な状況把握は、改善に取り組む基礎となるのではないのでしょうか。支援が必要な方が気楽に申請相談できる環境づくりがあってこそ、要支援と自立にかかわりなく十分な行政サービスを利用し、それが結果的に介護保険利用サービスの軽減につながると考えております。国の制度を各市町村でどれだけかみ砕き、住民の側に立った施策として実施するかは、介護保険に限ったことではありません。住みたい、住み続けたいに加えて、斑鳩町に骨をうずめたいを加える姿勢を求めて、1つ目の質問をいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 本町におきましては、平成29年4月から実施することを予定しております介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業の実施後におけます介護保険サービスや一般介護予防事業を希望する利用者につきましては、申請を受け付ける際、要介護、要支援認定申請を提出をしていただくのか、または総合事業を受けるための基本チェックリストを実施してもらうのかを判断しなければなりません。市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の担当者が、公平に適正なサービスを受けてもらうための観点から、統一した基準に基づいてその振り分けを行うことが必要になってまいりますので、現在、西和7町のそれぞれの地域包括支援センターを中心にその申請の振り分け基準について協議を進めているところでございます。

総合事業の実施後、現在の要支援員者へのサービスであります訪問介護や通所介護におきましては、予防給付ではなく地域支援事業の中の総合事業において実施されること

となることから、一般的に、申請者がそれらのサービスのみを希望する場合や一般介護予防事業を希望する場合等は、要介護認定を行わないで、基本チェックリストを利用することにより、直ちにそのサービスを利用していただくということができるようになります。

しかしながら、申請を受け付けする際、明らかに要介護状態の場合や本人や家族が訪問看護などの専門的サービスを希望されている場合等につきましては、これまでと同様に要介護、要支援認定の申請を行っていただくことを検討しております。客観的な受付基準を導入していくということから、介護保険の介護サービスや介護予防サービスを必要とする方を総合事業に誘導していくというようなことはございません。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

申請を希望すれば誘導はないということですが、心配をしておりますのは、この7町での協議中の基準というものがしっかりできればそれに合わせてということですが、介護の必要性というか、それぞれ状態というのは、なかなかきちっとした判定をしなければ、漏れ落ちてあたりとか、生かされないというところがございまして、きちんと窓口で受け付けをしないということのないようお願いを申し上げます。

続いての質問の項目を申し上げます。1つ目の質問に関連してでございますけれども、全国でこの新しい制度の先行して実施している自治体がございます。その自治体からのさまざまな新制度についての問題点等の提起というか、報告がございます。その中で、サービス提供事業者で、今、実際に利用している要支援の方々の介護度が改善が見られたというふうにならしてサービスを終了するといったことが行われております。こういったことはご存じでしょうか。介護の必要要件がご本人の努力により改善をされたと、そういった達成感を与える卒業証書なるものを発行している例も見られます。ご存じのように、状況の改善というのは現在のサービスを受けている上で達成できたものであり、本人の努力に加えてサービスの提供者のかかわりが不可欠でございました。自立とか卒業とかということが言い渡されてこのサービスを続けられないために、せっかく改善されたことが逆戻りしただけではなく、さらに悪化したという例も報告がございます。

要支援の認定と自立との違いは、一線ではなくて大きな深い溝であります。1点目の質問に関連しますが、必要なサービスを続いて受けられることが介護保険の本来の目的の達成につながると思いますけれども、この点での見解をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 先ほど申しあげましたこの総合事業へ移行した後も、介護保険のサービスを受けるに当たっては、適切なカンファレンス、面談でありますとか、聞き取り調査、これを実施いたしまして、それによるケアプランに基づきましてサービスを利用していただくということになりますので、介護予防訪問看護とか、介護予防訪問リハビリテーション等の専門的サービスを希望する方あるいは必要な方については、これまでと同様に要介護・要支援認定の申請を行っていただきまして、それらのサービスを受けていただくことになりますので、必要なサービスが受けられなくなるということとはございません。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 必要なサービスを受けられることがなくなるということはありませんということを確認させていただきました。

先ほど申しあげました卒業とか自立とかいうことで介護保険の認定が取り消しになった後に、再申請の後、認定がおりないというか、介護保険の対象から外すというようなことが、先ほど言いました報告の中にも幾つかございます。そのことが決してないように、必要なサービスは必ず受けられるというふうにしていただきたいと思います。そのところは大事なポイントですので、必要な方には必要なサービスが受けられるということをお願いをいたします。

さて、その続いての質問の項目ですけれども、政府は、介護事業者、介護に携わる方の離職をゼロにするという、うたっております。介護職の離職の原因は、多岐にわたります。しかし、大きな原因、その1つは、介護の仕事の過剰な負担、そして生きがいを持って従事したくても賃金などの待遇、そして非正規職員として将来の希望が見出せないなど、挙げられております。

また、政府は、専門職としての質の保証を下げ、また、海外からの雇用を進めようともしております。介護のサービスは、黙って作業を終わらせればいいのではございません。利用者とのコミュニケーションが肝要です。そこには、職員の専門性と十分な温かな人間性、そして利用者と職員の信頼関係が不可欠でございます。十分な資質や能力を二の次にしてアルバイトや外国人労働者にサービスの提供をさせることは、質の保証を脅かすばかりでなく、低賃金を助長させる、その大きな要因ともなっております。

全国の地方議会の中には、この改定案に反対を表明しているところも数多くございます。行政サイドとしては、この改定案は大賛成なのか、仕方なく容認なのか、問題点を感じているのか、何かしらの自治体としての上乗せ、また、はみ出し等の検討すべきと

考えておられるのか、見解をお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） これにつきましては、これからまた総合事業が始まって、始めていくわけでございますので、今、現段階でどういう事業をやっていくかということもまだこれから検討と、来年度に検討していくということでございますので、今、ご質問いただいた件については、すぐにはお答えできないという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 町内のサービス事業の事業所がたくさんございますけれども、また、この今のアルバイトで賄っていったり、また、外国の労働者の方を雇用するとかいうことがまだ具体的には進んでいないと思いますけれども、そういったことが進んでいく中で、離職者っていうのが、さらにその離職の原因となっている低賃金であったりとか、そういったことが助長されるという心配を私はしております。しっかりとした働き手を確保する、そして、その介護に携わる方々が、やりがいというか、そういったものをしっかりと持って仕事をしていただくということが、この、政府の言う離職者ができるだけ少なくなる、安定した雇用があってこそ十分な介護のお仕事をしていただけるというふうに思います。

町としては、その辺のところでは事業者の方々に対しまして、事業所に対しまして、質の低下であったりとか、また、介護の内容の後退を招かないようにという十分な指導をしていただきたいと思いますようお願いをいたします。

続きまして、それでは、2問目の質問に移らせていただきます。2問目の質問は、大きな表題でバリアフリーについてというふうには書かせていただきましたが、少し具体的に申しあげたいと思います。バリアというのは、障害物であったりとか、障害ということでもありますので、いわゆる障害者という言い方はそぐわないとのご意見がありますことを十分理解しております。そのことをまず最初にお断りしておきます。

新しい年度から、バリアフリー新法に基づいての基本構想の策定が3か年にわたり行われ、進められるとの説明をいただいております。しかし、現法、今現在であっても既にバリアフリーの推進の施策が実行されております。現時点では不十分である点など、こういったことが検討され、新法に生かされたと認識しております。高齢者や障害をお持ちの方などの外出支援と安全に関する点で、お尋ねをいたしたいと思います。

町内でバリアフリーの必要だと思われる整備のされていない道路であったりとか、歩

道等の把握については、町ではどのぐらいできているのでしょうか。また、一応設置や改良が行われていても不十分な状況にある事例についても、ご説明いただきたいと思います。

バリアフリー化基準への適合が義務づけられた、この新法によって義務づけられたものには、建築物、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園がございますが、既存の施設にも適合への努力義務が課せられております。町管轄の物件については義務遂行努力が必要ですが、県や国の管轄の物件についても改善を求めていく姿勢が必要ではないでしょうか。現状での国や県への要望などはどのように行っておられるのかと、実際、その要望の実現の実態をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまのご質問でございます。まず、現状でバリアフリーに対応できていない施設がどうであるかということや、どう把握しているかということでございますが、まず、町内におきましては、国道・県道にも歩道がございます。あるいは町道にもあるところもございます。そういった歩道につきましては、やはり、一部、段差であったりというところが認められる部分も多少はあるかと思います。

現在進められています国道の歩道設置事業あるいはいかるがパークウェイ事業におきましても、歩道を整備するに当たりましては、バリアフリーに適合した歩道の整備が進められているというところでございまして、これらは、今日まで斑鳩町が県やあるいは国道を管理しております国等に対して要望をさせていただいている結果として、部分的に改良をされてきているというところでございます。

今後、またバリアフリー基本構想の策定の中で現状の問題点等を把握して、それに対してどう対応していくかということや、策定の中で考えてまいりたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ご回答の中では、パークウェイですとか、国道の現在行われている歩道の工事などは基準を守って、基準をクリアできている状況で進められているということで、このことについては町からの要望が通ったものであるということですが、これから後に、もう現在、新しく進んでいる歩道の整備ではなく、今までに設置されている歩道、25号線の竜田大橋のあたりでは、北側のところが今、広く歩道ができていますけれども、南側のところですね、あそこはもう随分と昔に設置された歩道がそのままであって、ご存じのように、山、谷がある歩道でありますし、また、その他の場所でも、山、谷のところにもう1つ、駐車場であったり、建物に入るために斜めに切っ

るというようなところが現存していることは、ご存じのところと思います。そういったところが、十分な広さであるとか、近隣のところとの調整によって基準どおりにできないということはわかりますけれども、そういった部分に対して町がどのくらい把握されているのか、また、県や国へどのように要望を出されているのかというようなところで、もちろん要望が通っていないので長い間そのままですけれども、そういったことをどういうふうに取り組みられているのかというところをお聞かせいただきたいです。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ご指摘のですね、国道の歩道等につきまして、随分以前から国への要望をしておりました。その中で順次、可能などころの整備が国で進められているというところで、先ほど申しました歩道設置事業が進められているというところでございます。

なお、先ほども答弁させていただきましたとおりですね、今後、バリアフリー基本構想の策定の中で、ご指摘の歩道が波を打っているところであったりですね、そういった問題点を十分に把握した上で、それらの対応も含めてですね、国や県の施設も含めて、バリアフリー基本構想の中で、具体的にどう対応していくかというところを整理をしていきたいというふうに考えています。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 国や県のそういった、今、申しあげましたような昔からある歩道については、何も斑鳩町内だけでなくって至るところにそういったものがあるので、要望をしても順次ということなので、いつ回ってくるかわからないということですし、国も県も予算があるのですぐにはいかないということはよくわかりますけれども、この努力義務というのは市町村だけでなく国や県にも課せられていることですので、予算であるとかそういったことでなく、まず住民の安全を守っていくという整備という観点に立っては強くそれを求めていく、また、そういった方向にきちんと予算の配分などができる、そういった県政・国政を目指すために、意見も申し述べていただきたいと思っております。

福祉の分野で、高齢者や障害者の外出支援の施策は新年度さらに充実させるとの提案をお聞きをしております。路線バスや鉄道に乗車するために、自宅等からの経路など、道すがらがなかなか安全が確保されていないために外出をためらうという方がおいででございます。この法では、基本構想制定段階から住民参加を位置づけておりますけれども、町として具体的にはどのように考えておいででしょうか、お伺いいたします。

それから、生き生き号、コミュニティバスでの障害者等の乗降の支援はどのような状況でありますでしょうか。このことについてもお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 今、ご質問いただきましたことにつきましてははですね、バリアフリー基本構想策定をしていく段階で、各、広い方面からのご意見等をいただく必要がございますので、そういった中でですね、意見をいただきながら策定をしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 意見をいただきながら策定ということですが、十分に住民の意見を聞く機会をしっかりと設けていただきたいです。広く一般的な言い方で住民参加ということではなく、当事者、障害を有する方であるとか、高齢の方、当事者の参加もというふうにうたわれておりますので、この策定に当たりましては、こういった方々の意見をお聞きをする、そういった場を必ず設けていただき、反映をさせていただけるものと確認しておきます。

もう1つ、コミュニティバスとかのことについてのお返事をお願いします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） コミュニティバスについての障害者の方々の乗降につきましては、運転手が介添えをするということで対応させていただいております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。生き生き号も、コミュニティバスも、介助をして乗りおりにしていただくということです。そうしたら、車椅子等は積んでいただいているというようなことだと思います。

生き生き号について、お答えなかったということです。すみません。

それと、今度新しく導入されるバスにつきましては、そういった分のバスの設備的なものっていうのはどのように考えておられるのかを、あわせてお伺いします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 生き生き号の関係でございます。社会福祉協議会のほうで、今、やらせていただいておりますけれども、こちらのほうも運転手と、それから助手が1名乗らせていただいておりますので、乗降につきましては介助をして乗降していただく、荷物を持っておられたら、また荷物の運搬のほうもさせていただいているという状況でございます。

それから、車椅子も1台、積ませていただいているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） コミュニティバスの新たに投入するバスにつきましては、通常の、一般のバスでございまして、障害者の方に対する対応につきましては、これまでどおりということでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。コミュニティバス、生き生き号の乗っておられる方からは、丁寧に、親切にいただいているというふうな声もいただいておりますので、この点では続けていただきたいと思います。

新しく導入されるバスに、ところによっては車椅子のまま乗降できるとかいうバスの導入とかもありますけども、経費のこともありますので、現在の対応で十分、不便なことがないように続けていただきたいと思います。

このバリアフリーの手法では、こういったもののほかにも、心のバリアフリーを国民の責務とうたっております。ハード面、ソフト面ともどもの充実を願っておりますので、その推進のためにしっかり計画を立てていただき、実践に取り組んでいただきたいと思います。

同じこの項目の中に、駐車場の件を挙げさせていただきました。公共施設であったりとか、スーパーなどの優先駐車スペースについての質問をさせていただきます。対象となる方、ここに駐車をされる方以外が駐車をしているという苦情がたびたび聞かれます。スーパー等では、店員さんに対して、こういう人がとめているじゃないかというようなことで意見を言うと、見て見ぬふりをしているとか、実際には何も言ってくれないなどというようなことで、怒りの矛先が変化していることもあります。

しかし、見た目だけでは判断できない障害であったりとか、不都合なことっていうのも現存しております。駐車される方にもね、にらまれるから嫌だというようなことで、そこにはとめないという方もおいでです。せっかくの設置がなかなかうまくいっていないところもあります。お互いに気持ちよく利用できる策について、町としては何かお考えはおありでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） この件につきましては、当然、これはもうルールを守っていただくというのが一応原則だと思いますので、これは運転手のマナーであると、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） マナーであるということは当たり前のことですが、そのマナーの向上のための啓発であったりとか、声かけであったりとか、何かしらのアクションが望まれると思います。障害者の方や高齢者の方だけでなく年配の方に対する、または初心者の方に対するという、そういうようなこともありますし、それから、先ほど見ただけではわからないということですが、内臓的な障害をお持ちの方、また、妊産婦さんですか、妊娠されているお母さんとか、また、小さな乳児の方をお連れの方とか、そういった方がやっぱり遠慮せずに駐車場所を利用できるという、そういうような、例えばステッカーのような対策というようなことを検討していただきたいのですが、いかがでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 今、高齢者の優先的なスペースとか、生き生きプラザでしたら妊婦さんの関係のそういった表示もさせていただいておりますので、もっとわかりやすいような形で、こちらの障害者のスペースも、もしラインが消えているとかいうことであれば、またきれいにするということも必要ですし、そういった妊婦さんとか高齢者の方に対してはそういった表示をして配慮をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） せっかくいろいろ大変な方々に対する配慮としてのこういった駐車スペースというのが設けられております。先ほどのバリアフリーと同じく、このスペースを利用して、安全に、また利用しやすく使っていただくということが、先ほど申しあげました心のバリアフリーというところにも関連して大切なことだと思いますので、公共の施設を整備するとかいうだけでなく、住民の皆さんの中に、こういったところを十分に活用をしていただき、そして、そのことをしっかり周りの方が温かく見守っていけるというふうな、そういうまちづくりとか、人づくりのために力を発揮していただきたいと思います。

続きまして、3番目の質問をさせていただきます。3番目の質問は、虐待についてでございます。毎日のように報道がなされて、痛ましい事件が報道されております。大きな社会問題となっております、まずは児童虐待について、お伺いをいたします。

この議会でも、何年か前には同じように質問がなされ、そのときの県内での発生件数などの報告がございましたが、もうこの数字はどんどんと増加をしております。虐待を

受けた子どもたちの傷は、身体だけではなく心に負ったものははかり知れません。また、命を奪われた事件については、断じて許されないことと、大きく、悲しい憤りを感じております。この辺につきましては、皆さまもご同様であるとお察しいたします。

まずは、町におけるこの児童虐待に対する現状をお聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 本町の児童虐待につきましては、平成28年1月末現在でございすけれども、11世帯、26名でございまして、その内訳といたしましては、身体的虐待が4世帯の8名、ネグレクトが3世帯で14名、その他が4世帯の4名でございまして、主な虐待者といたしましては、実母が7件、実父が3件というふうになっております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

この虐待数と増加率とか、それから人口に対する割合とか、こういったものっていうのは、各市町村というか、それぞれのまちの特質みたいなもので大きく変わりますけれども、斑鳩町の場合は平均的なのか、その辺のことは把握されておりましたら、全国平均・県平均などとの比較をお願いをしたいと思います。

この県の資料によりますと、市町村の受け付け分と県のこども家庭相談センターでは、多少の違いがあっても、そのデータには虐待者、虐待するほうですね、この誰なのかという点では、実母・実父がその9割を占めております。虐待を受けているその半数は、就学前の子どもでございす。身体的な虐待も許せないものですが、心理的または育児放棄の比率が大きいのは驚きでございす。育児放棄については、積極的、消極的の違いがあっても虐待との位置づけについては、子どもに対して気持ちが向いていないという、そういう現状でございす。心理的虐待の要因は、しつけの領域を逸脱しているなど、育児の経験や子どもを理解していないことが挙げられます。

町の子育て支援策の数々は、県下でも進んでいると評価しておりますが、妊娠からの子育て支援の中での、母親だけでなく父親に対する支援はどのように進められていきますか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） これは当然、両親ということではございすので、母と同じような形ということになってまいろうかと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 母親と同じようにということですが、その辺をもう少し具体的にお願いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 支援といいますか、その対応といいますか、虐待を行った保護者ですね、これに対してにつきましては、子どもの利益というのがやっぱり最善でございますので、これを保障するためにやっていくということが必要でございますけれども、深刻な虐待事例の中にはやはり保護者に対する指導の、支援の効果がないということも出てまいりますので、子どもが再び保護者と生活することが望ましくないという場合もございますので、むしろ保護者と子どもと離れたほうがいいという場合もございますので、そういったことは個々にそれぞれ対応は違うということになりますけれども、やはり必要なのは良好な家庭環境ということでございますので、これをしていくためにやはり保護者に対する指導支援っていうのが重要になってくるということでございます。これは当然、母親に対してもそうですし、父親に対しても同じことだということで、先ほど答弁させていただいたということでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） すみません、質問の仕方が悪かったかもしれませんが、虐待が発生してからの後のことをご答弁いただきましたけれども、私が今の段階でお聞かせいただきたかったのは、虐待が起こる前と言ったらおかしいですけども、それを予防するための、先ほど言いましたように、育児の経験とか、子どものことをいかに理解をするのかという、そういった部分で子育て支援の大きな事業の中で、妊娠したときからの子育て支援、その中で、母親に対しては、もちろん実際におなかの中に赤ん坊を宿してということですけども、父親に対しては、一緒にどのようなことで親育てというんですか、そういったところでは具体的な案をお持ちかどうかをお聞かせいただきたかったのです。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 今、主に保健センターのほうで事業を実施させていただいている中で、例えば、パパママスクールというのもやっております。これについては、お父さんも参加をしていただいて一緒に育児を、妊娠から育児までお父さんもかかわっていただくということの中で、そういった子育てについてもお父さんに理解していただくということで、このスクールにも参加をしていただいているということもございまして、あるいは、母子手帳もございますけど、父子手帳といったものも交付をさせていた

だいて、お父さんにもやっぱりかかわっていただくということで、今、保健センターではそういった事業をさせていただいているということでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

父子手帳のお話もございましたけども、お父さんが子育てに関して、または出産に関しても含めまして、かかわりを持っておられる、かかわりが持てるように支援をしているということについては大変よくわかりました。このことは大変大事なことで、そこは進めていただきたいのですけれども、若いご夫婦の生活というのは、状況は決して裕福ではございません。雇用とか、仕事や賃金の不安や核家族化、それから地域とのつながりの希薄などに加えて、時間的な余裕がなく、斑鳩町に住んでいても町の取り組みをよく知らないというようなことがあったり、知っていても参加がしにくい、または参加できない状況にある等々、いろいろな福祉制度から漏れ落ちることがございます。その点での取り組みの強化を求めたいのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） これ、来年度予算というか、28年度予算にも計上させていただいておりますけれども、子育て応援アプリというものを導入させていただいて、やはり情報の提供といいますか、今、広報とかホームページだけですけれども、そういったアプリも導入をさせていただいて、情報をもう少しすぐに伝えられるような形の情報、もう少し充実した情報を伝えられるように、このアプリの導入も考えておりますし、あるいは保健センターのほうでも、事業を充実させていただいて来年度はやっていきたいというふうに考えておりますので、これに関しては、やはり情報は皆さんにすぐ知っていただくということが必要でございますので、そういったことも考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

若い方は、携帯電話であるとか、パソコンを使ってとか、そういったことでの情報っていうのをね、上手に使ってくださいますので、その辺にも期待をしたいと思います。

発生後の取り組みについては、先ほど報告ありましたので、結構でございます。県の児童相談所を含めて福祉事務所ともしっかり手を組んで、発生後のことでなく発生をさせないための取り組みということを重点として取り組んでいただきたいと思います。

虐待のことについて、こういった意見がございます。子どものときに虐待を受けた経

験者が、長じてから虐待を行ってしまうという確率が非常に高いとの報告を聞いたことがございます。被害の有無にかかわらず、人格形成の重要な時期を過ごす子どもたちの健全な発育への支援をさらにこの方向からも細かく行っていただきたいということを切に望んでおります。

次に移ります。同じ項目のところで、その他の虐待としてのことをお伺いしております。例えば、高齢者などについての虐待の実態の報告を求めます。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 高齢者虐待の関係でございますけれども、この9月議会におきましても一般質問いただいております、そのときにも答弁をさせていただいておりますが、今年度の状況、平成28年2月末現在でございますけれども、2件の相談等がございました。

そして、訪問させていただいて調査をした結果、特に虐待を行っているという実態はございませんでしたが、現在、その2件の見守り活動をさせていただいているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

斑鳩町では、高齢者の虐待というものについてはなかったということでありましてけれども、先ほどの子どもの虐待のときに、しつけの話、しつけの枠を超えてというようなことで、認識不足とか、そうとは、虐待になるとは思わなかったというようなことで発生をしているものっていうのも、数、カウントを始めるとたくさんあると思われまして。虐待自身は許しがたいものですが、その発生の根底に見え隠れしております背景というのは、さまざまでございます。それをしっかりと確にとらえて、特に専門家などの人の配置をして相談に応じていくというような取り組みをぜひともしていただきたいのですが、こういった点についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） これにつきましては、当然、いろいろな場合がございますけれども、いろいろな状況で把握した場合には、当然、いろいろ適切な対応をしていかなければなりませんので、児童の関係でしたら要保護児童対策地域協議会というのもございますし、高齢者の関係でしたら、当然、その中でいろいろ相談業務もございますので、聞き取り調査をさせていただいて、現地にも調査をさせていただいて、確認をしながら実態をつかんでいくというのが、これまでもやってきておりますように、今後もそ

ういった形でさせていただきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 先ほどの児童虐待の件、または高齢者の方だったりとか、それから障害をお持ちの方、さまざまな方が虐待またはそれに類似するようなことを受けておられるということ、その背景っていうものは、この社会情勢であつたりとか、さまざまなことが要因で引き起こされております。許しがたいものでございますけれども、その背景にあるものに対してもしっかりと解決をしていくということが、大きな意味でこの予防につながることを考えております。

相談というのは、しっかり自分の現実をさらけ出して相談をされる、そのときにはしっかりとそのことを受けとめて一緒に解決のために動いていただける助言または支援をしてくださるという方がいてこそ前向きな方向に進んでいけると思いますので、この背景も含めての支援というものをしっかりと取り組んでいただきますことを切望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

続いて、4番、小村議員の一般質問をお受けいたします。

4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

1つ目は、斑鳩町の財政状況、特に経常収支比率についてお聞かせいただきます。人口減少社会の中で、これからどこの自治体も自治体運営が厳しくなってくることが予想されます。その中で、斑鳩町は生き残っていかなければならない。私は、そのためには経営的視点からの自治体運営をしていかなければならないと考えております。

その中で、私は経常収支比率の高さが気になっております。1月22日、全国の自治体の経常収支比率が発表されました。その中で、奈良県は全国ワースト4位だと発表されました。県内39市町村の平成26年度普通会計決算で、経常収支比率の平均が96.0%でした。前年度から2.7%悪化している結果です。全国1,741団体のうち、ワースト20位までに奈良県3団体がありまして、県内のワースト1位で経常収支比率が104.5%で全国ワースト8位、県内のワースト2位で104.2%の全国ワースト11位、県内のワースト3位で101.8%の全国ワースト16位になっております。

また、先日行われました平成27年度の定期監査結果報告の際にも、監査委員の方から経常収支比率の高さに言及されております。

そこで、お尋ねいたします。斑鳩町の経常収支比率と県内及び全国での順位をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 斑鳩町の経常収支比率でございますが、平成26年度決算で98.0%となっております。これは、県内では、39の市町村中、30位でございます。また、全国では、1,741の市区町村中、1,659位でございます。

なお、全国市町村平均は91.3%となっております。これと比較いたしますと、斑鳩町は平均よりも6.7ポイント上回っているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 斑鳩町の経常収支比率は98.0%ということで、全国平均よりも6.7%上回っているという答弁でした。この状況を知っている住民の方からも、斑鳩町の財政大丈夫かと心配の声も受けております。

しかしですね、平成26年度決算の資料を見ますと、財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政健全化判断比率の1つである実質公債費比率などは全国平均を下回っており、斑鳩町の財政は健全な状態であると数値はあらわしていると思います。

そこでお尋ねいたしますが、財政健全化判断比率がよくて経常収支比率が悪いというこの状況について、町としてはどのように分析されておりますか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） まず、財政健全化判断比率でございますけれども、4つの指標がございます。まず1つ目が、一般会計等の赤字の程度を指標化し財政運営の深刻度を把握する実質赤字比率、2つ目が、全ての会計を合算いたしまして赤字の程度を指標化いたします連結実質赤字比率、3つ目が、今おっしゃいましたように、借入金の返済額などの大きさを指標化いたしまして資金繰りの危険度を把握する実質公債費比率、4つ目が、将来支払っていく可能性のある負担等の残高の程度を指標化いたしまして将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを把握する将来負担比率となっております。

本町におきましては、質問者もおっしゃっていただきましたように、いずれの健全化判断比率につきましても、いわゆるイエローカードである早期健全化団体となる基準を大きく下回っているところでございます。一方で、経常収支比率につきましては、町税や地方交付税など毎年経常的に収入される、使途、使い道の制限のない一般財源が、人件費、物件費、扶助費、公債費や行政水準の確保のための行政サービス経費など毎年固

定的に支出される経常的歳出にどの程度充当されるのかを示す比率のことでございまして、この比率が高いほど、建設事業費になど臨時的に支出する、いわゆるお金を回す余裕に乏しく、財政構造が硬直化しているということになります。

これらのことから、本町の財政につきましては、単年度の決算では赤字はなく、また、町債等将来の負担はおおむね健全であるとは言えますけれども、収支の構造を見てみますと、経常的な収入に対する経常的な支出が多いため、今後、現状のままで推移してまいりますと、将来的に財政が悪化していくという可能性にあるという状況であると認識をいたしております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 財政健全化判断比率と経常収支比率の数値の開きについては理解いたしました。しかし、やはり経常収支比率のほうも低いほうが、今後、いろいろな事業にコストをかけられる、斑鳩町の強みをつくったり、時代のニーズに対応した行政を行っていくことができると思います。

そこで、過去の経常収支比率の状況について、平成16年度と21年度、それ以降の数値をお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 過去の本町の経常収支比率の推移についてでございますけれども、平成16年度は93.6%、平成21年度が92.7%となっております。この間はおおむね91%から94%の間で推移していたところでございます。また、平成21年度以降でございますけれども、平成23年度までは92%程度で推移しておりましたけれども、平成24年度で95.3%、平成25年度で95.2%、そして平成26年度で98.0%ということで、近年、この経常収支比率の上昇が目立ってきているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ただいまの答弁を聞きますと、斑鳩町はおおむね93%程度で推移してきたが、ここ数年、5%程度上昇しているという状況だと思います。少しその原因について分析してみたいので、個々の科目について、類似団体と比較してお尋ねいたします。

まず、正職員の人件費、これは類似団体との人口1人当たりの費用と比較してどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 類似団体との比較でございますけれども、最新の資料が平成25年度決算となりますので、その決算状況の数値で比較をさせていただきますと、人口1人当たりの費用といたしまして、人件費は、本町が5万1,749円、類似団体が5万8,739円となり、本町は類似団体より12%程度低くなっている状況でございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 正職員の人件費については類似団体と比較しても低いので、経常収支比率の上昇に影響はしていない、むしろ下げるほうに影響していると思われま

す。それでは次に、臨時職員、電算、ごみ処理、給食調理、いかるがホールなどの委託料、いわゆる物件費の類似団体との人口1人当たりの費用の比較について、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 物件費でございますが、同じく平成25年度の決算状況の数値で比較をいたしますと、人口1人当たりの費用といたしまして、本町は6万4,246円、類似団体は5万1,682円となっております、本町は類似団体より24%程度高くなっております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 物件費が類似団体よりも24%高いということですが、これ、数値として大分高くなっていると思います。町としては、物件費が高い理由をどのように分析されているのでしょうか。また、これを下げる方策はどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） まず、類似団体との物件費の比較につきまして、平成25年度決算金額でご説明させていただきますと、大きな要因といたしましては、衛生処理場の老朽化等により、平成24年度から可燃ごみの焼却処理を廃止いたしまして、可燃ごみ処理業務を民間委託していることに伴いまして、その委託料が約1億4,070万円、経常収支比率で2.5%の影響が出ているというところでございます。

また、小学校及び中学校におけます少人数学級の実施等に伴います講師の配置に伴いまして、約5,920万円、経常収支比率で1.0%の影響が出ております。

その他、いかるがホールを初め、町立保育園、町立幼稚園、老人憩の家などの各町立公共施設の運営及び維持管理に係る経費などが主な要因になっているものと考えている

ところでございます。

なお、衛生処理場焼却棟を廃止いたしましたことによりまして、施設の更新のための工事や周辺自治会に対します補償工事も減少となっております、これらは経常経費ではないために経常収支比率には反映されていないというものでございます。

また、焼却処理に携わっておりました人員につきましては、現在も雇用を続けておりますが、将来的には退職によりまして人件費が削減され、経常収支比率の減少につながっていくものというふうに考えております。

このような状況を踏まえまして、今後は、各公共施設の統廃合や民間委託による効率的な施設運営、また、受益者負担の見直しなどについても十分検討をしながら、徹底した行財政改革の取り組みを推進いたしまして、効率的な行政運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ただいま答弁いただきましたが、民間委託や施設の廃止、受益者負担など、すぐに実施できることではありませんが、早い段階から議会と議論をし、住民の皆さまに説明し、ご理解を得ていくべきだと思います。

それでは、次に、町の借金であります公債費の人口1人当たりの費用の比較について、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 公債につきましても、平成25年度決算状況の数値で比較をいたしますと、人口1人当たりの収入といたしまして、本町が3万3,342円、類似団体は3万4,505円となり、本町は類似団体より5%程度低くなっております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 公債費については5%程度低くなっているということで、類似団体とほぼ同じであり、影響がないと理解いたします。

次に、歳入についてお尋ねいたします。基準財政収入額の類似団体との人口1人当たりの比較について、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 基準財政収入額についてでございます。同じく平成25年度の決算状況の数値で比較をいたしますと、人口1人当たりの費用といたしまして、本町は8万5,339円、類似団体が10万5,192円となっております、本町は類似団体よりも19%程度低くなっております。この内容を見ますと、法人に係る町民

税及び固定資産税が類似団体より大きく下回ることから、町税が類似団体に比べ18%程度低くなっているのに対しまして、地方交付税が7%程度しか高くなっていない状況でございまして、町税の収入額が類似団体より低くなっていることが大きな要因となっているものと考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 斑鳩町は、類似団体より19%程度低くなっているというご答弁ですが、これも経常収支比率の上昇の大きな原因になっていると思います。

私は今回、この質問で何が言いたいのかといいますと、今後の斑鳩町の人口動向を考えると、いわゆる労働者人口が減少して高齢者が増加する状況で、町財政も年々悪くなるのではないかと予想しております。そうしたことから、先ほど答弁された内容なども含めて議会と協議し、住民の声を聞いて対策を講じる必要があると思います。厳しい選択を迫られることもあると思いますが、より早期に計画をして、住民の皆さまにも理解していただけるよう、丁寧に説明していくべきだと思います。

特に、私、9月で一般質問させていただきました保育園の民間委託、これは監査委員の方からも報告があったように、国と県の支出金もあることから、町の負担が少なくなります。同等のサービスを維持した上で検討していくことが望ましいと考えております。民間でできることは民間に任せ、町の行政体質をスリム化していき、経常収支比率を下げる、またはより新しい住民ニーズに応えていく、予算幅をふやすという意味でも行政のスリム化にチャレンジしてほしいと思います。

子どもたちが将来困らない、そして子どもたちの笑顔であふれる斑鳩町を見据えて早期の計画をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、まち・ひと・しごと総合戦略について、質問させていただきます。まち・ひと・しごと総合戦略につきましては、少子高齢化、生産人口の減少、高齢化社会などで、先ほど質問いたしました町財政と大きく関係する問題だと考えます。そうした中で、斑鳩町のまち・ひと・しごと総合戦略は、平成72年までの人口ビジョンを実現するための今後5年間の重要な計画となっております。

まず初めに、総合戦略策定に当たり、課題を含めた基本的な考え方について、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本的な考え方についてでございますが、本町の人口動向を分析し、また、国の総合戦略の方向性を勘案

して、3つの基本政策を掲げているところでございます。

まず1つ目が、「元気な“斑鳩っ子”を増やすための支援」でございます。人口減少の要因となる長期的な少子化傾向に歯どめをかけるために、子育て世代が安心して妊娠、出産でき、子育てしやすい環境づくりを推進してまいりたいと考えております。また、子どもたちが斑鳩っ子として元気に育ち、斑鳩に愛着を持ってもらうため、教育の充実と郷土愛の育成を進めてまいります。

次に、2つ目が、「“世界遺産 法隆寺”を核としたにぎわいと活力の創出」でございます。人口減少に伴う地域経済の縮小は喫緊の課題でありまして、観光などによる人の交流やにぎわいの創出を推進し、斑鳩の特性を生かした産業の活性化と積極的な創業支援を行い、若者、女性などの雇用拡大や地域経済の活性化を図ってまいります。

最後に、3つ目が、「選ばれ続ける“斑鳩町の里”づくり」でございます。斑鳩町の人口減少対策としましては、本町への転入促進と転出の抑制、特に若者世代をターゲットとした対応が重要であると考えております。そのためにも、住みよいまち、住みたくなるまちを目指しまして、安心して暮らせる環境づくり、生涯健康で活躍できるまちづくりを推進し、また、斑鳩の住みやすく魅力ある住環境を広く発信してまいります。

これらの取り組みによりまして、平成27年における戦略人口といたしまして、2万1,500人程度の人口規模を維持したいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） それでは次に、総合戦略にある「子育て世代の希望がかなうまち“斑鳩”の実現」、それと「教育の充実と郷土愛の育成」に向けて、平成27年度補正予算、平成28年度予算に一定の事業が計上されていると思いますが、平成29年度以降の考え方についてもお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 平成29年度以降の考え方といたしまして、まず、子育て世代に対します住まいに関する取り組みといたしまして、子育て世代を含めた3世代同居や近居への支援や空き家を活用した子育て世帯への転入支援を進めてまいりたいと考えております。

また、子育てに対します経済的負担の軽減を図る観点から、子ども医療費助成などの継続実施に加えまして、国の一億総活躍社会の実現に向けた取り組みと連動いたしました多子世帯に対します保育所・幼稚園保育料の軽減、あるいは学校給食費の軽減などの実施してまいりたいというふうに考えております。

さらに、次代の斑鳩町を担う子どもたちに、みずからが育ち、暮らすまちをより身近に感じ、今よりももっと好きになってもらえるよう、地元の歴史や文化財、伝統文化などに触れ合う機会づくりを進めまして、郷土愛を育む教育の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） それでは続いて、「交流人口拡大による観光の振興」、あと、「斑鳩の特性を生かした産業の活性化と創業支援」について、先ほどと同様に平成29年度以降の考え方について、お尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） まず、観光振興につきましてでございますが、国の地方創生加速化交付金の対象事業といたしまして、各種観光振興施策の事業費を今回の補正予算として計上しております。その中の1つである観光戦略に基づきまして、効果的な観光情報の発信を行い、町内の観光スポットの整備や受入体制の充実引き続き努めまして、民間団体との一体的な観光集客に取り組む、仮称ではございますけれども、斑鳩観光局の設置を検討してまいりたいというふうに考えております。

さらに、平成33年の聖徳太子1400年御遠忌に際しましては、例年以上の観光客の来訪が予想されますことから、これを斑鳩町の観光振興のさらなる発展の機会として活用いたしまして、計画的なイベントの企画立案や宿泊施設の確保等に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

さらに、産業の活性化と創業支援についてでございますけれども、地元の魅力ある仕事や就職先がないことが若者の転出の要因となっておりますことから、観光関連産業だけにとどまらない、全ての産業の中小企業振興による経済活性化や新たな創業支援を通じた地元労働市場の拡大を図っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 若者の転出抑制には斑鳩町内での働く場の確保は大変重要な施策であり、また、税収の増にも寄与するものと考えます。そうした中で私が注目しているのは、平成28年度予算の中で、仮称で創業支援センターの整備が計上されております。このセンターの役割を具体的にお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） （仮称）創業支援センターの役割につきましては、斑鳩町内におけます産業の担い手を育成していく観点から、創業希望者への経営計画策定支援あ

るいは空き家・空き店舗等の創業活用支援、各種専門窓口の紹介など、きめ細やかな支援を予定しているところがございます。

また、テレワークスペースを併設いたしまして、地元での場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を支援いたしまして、創業者や、特に子育て女性などの就業や創業に配慮した対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 私も、創業支援センターがうまく機能すれば、町の経済の活性化に寄与し、若者の転出抑制にもなると思いますので、先進地事例を研究しながら、よりよいセンターになるように期待いたします。

特に、テレワークスペースは、今、総務省の非常に力を入れており、地方でも都会と同じように働ける環境を実現するふるさとテレワークを推進しています。いち早く斑鳩町がテレワークスペースの併設に向けて予算づけをしたことをうれしく思います。セキュリティなどに配慮して、より使いやすい空間づくりをお願いいたします。

次に、転入・定住の促進について、先ほどと同様に、平成29年度以降の考え方についてお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 転入・定住の促進についての考え方でございます。人口減少社会におきましては、人口そのものの減少に伴い、世帯数も減少していくことが想定されております。そうなりますと、今後ますます町内の空き家が増加していくこととなります。こういった観点から、今後は、空き家の利活用を含めた空き家対策に力を入れていくとともに、中古住宅につきましても流通の活性化を図り、子育て世帯でも取得しやすい住宅の供給に取り組み、転入促進を進めてまいりたいと考えております。

さらに、斑鳩町の住みやすく魅力ある住環境を広く発信し、新たな住民の積極的な受け入れを図るとともに、住民の皆さまがいつまでも暮らし続けたいと感じていただくために、引き続き、安心して暮らせる環境づくり、生涯健康で生きがいを持って暮らせるまちづくりを積極的に推進してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 今は、全国どの自治体でも、今後ふえると予測される空き家対策は大きな課題となっております。うまく空き家を活用して、子育て世代の転出抑制と転入促進に活用できればいいと思います。

ただ、既に空き家活用を制度化されている自治体であまりうまくいってない事例もあ

りますので、斑鳩町では利用しやすい制度となるようによく研究していただきまして、早い段階で考え方を提示いただき、よりよい制度をつくっていただければと考えます。

まち・ひと・しごと総合戦略についての考え方、そして今後の斑鳩町の目指す方向が少し見えたように思います。私自身、今回、町として子育て世帯に対する施策により力を入れていく、そのような旨の答弁もございました。それにうれしく思います。また、テレワークなど、今後主流になっていくであろう働き方を町が率先して示していくということも非常にうれしく思っております。今後、町が子育て世代により投資を回し、うまく地域内経済が回るよう、ともに考えていきたいと思っております。きょう答弁いただいたビジョンをしっかりと実現させていただきたい、そのことをお願いいたしまして、最後の質問に移ります。

3点目は、防災についてでございます。広報斑鳩10月号にも記載されていましたが、町において食糧はどれだけ備蓄しているのかをお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 現在、本町で災害用として備蓄しております食糧の数量でございますが、アルファ米2万3,900食、ビスケットは1万2,280食、合計3万6,180食分となっております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） ただいま答弁で聞いた数字、アルファ米2万3,900食、ビスケット1万2,280食、この数字を見たときに、町民の方からも、ちょっと少ないのではないかという声を多数聞きました。備蓄数量についてはどのような基準で備蓄しているのかをお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 町の備蓄品の数量につきましては、平成16年10月に奈良県が公表いたしました第2次奈良県地震被害想定調査報告書に基づきまして、斑鳩町における最大の避難者数となる約9,000人の1日3食分、合計で2万7,000食を基準といたしまして目標数量を設定し、計画的に備蓄を進めているところでございます。

なお、今、申しあげました備蓄数量が目標数量を上回っていることにつきましては、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災により、避難者の見直しが見込まれたことから、一時的に備蓄数量をふやしたことによるものでございます。

なお、奈良県におきましては、県内の最大予想避難者数とともに1日分の食糧関係の備蓄を行われておりまして、町・県を合わせまして2日分の食糧の備蓄を行っている

いう状況でございます。

ただ、災害発生直後は支援物資が届くまで時間がかかりますことから、最低3日分の食糧等が必要とされておりまして、この3日分のうち残り1日分の備蓄につきましては、家庭内備蓄を1日分と考えておりまして、町からは、各家庭におきまして食糧の備蓄をしていただくよう呼びかけを行っているところでございます。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 町・県合わせて2日分、また、災害時に相互応援する協定なども結んでおられますので、その後も物資は届くような状況をつくっていただいていると思います。

しかし、今、答弁にあった、残りの1日分を家庭内備蓄をしていただくようにしている、この状況についてはどうなのでしょう。住民に対して、家庭内で非常食を備蓄されているかのアンケート結果はどうなっているのでしょうか。また、町ではどのような周知を図っているのかをお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 昨年8月に、18歳以上を対象に第4次総合計画後期基本計画の策定に向けてのアンケート調査を実施いたしました。アンケート調査、2,000票配布いたしまして、そのうち757票を回収いたしたところでございます。

そのアンケート調査の結果を見ますと、直接的に非常食の備蓄に対する質問ではございませんでしたが、家具の固定や非常食の備蓄などふだんから災害に備えているかの問いに対しまして、33.4%の方が備えていると回答をされております。

このことから、町といたしましては、引き続き、家庭内での備蓄について町の広報紙やハザードマップにおきまして、災害時には被災地域における流通機能が停止し、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが想定されますことから、1人1日3リットルの飲料水、乾パン、アルファ米、缶詰やレトルトのおかず、ドライフードやチョコレートなどの菓子類や調味料などの非常食品をリスト化したものを掲載するとともに、出前講座などにおきましても、日ごろから災害時に必要な物資を備蓄していただくよう周知してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 家具の固定や非常食の備蓄をしているかの問いに33.4%ということで、非常食の備蓄に限ると、もう少し数値が下がるのではないかと考えます。そうすると、やはりより広報やいろいろな団体を通じての防災意識を高めていく必要があ

ると思います。

また、防災に取り組む他団体ともより連携して、より一層の防災意識の強化をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、4番、小村議員の一般質問が終わりました。

続いて、2番、小林議員の一般質問をお受けいたします。

2番、小林議員。

○2番（小林誠君） それでは、通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

これまでも、常時啓発事業のあり方等、研究会の報告を踏まえまして、社会に参画し、みずから考え、みずから判断する主権者を育てることを目指した主権者教育のあり方や若者の政治意識の向上、将来の有権者である子どもたちの意識の醸成等の提言をさせていただいております。

こうした中、公職選挙法が改正され、選挙権を有する者の年齢が、年齢満20歳以上から年齢満18歳以上に引き下げられることになりました。この選挙年齢の引き下げは70年ぶりの歴史的改正であり、今回の参議院選挙への関心は高いのではないのでしょうか。このチャンスをしっかりとものにしていただきたく、昨年6月にも一般質問をさせていただきましたので、その後の確認を本日はさせていただきたいと思います。

まずは、先日閣議決定されました公職選挙法改正の制度面への準備について、まだ決定ではございませんが、間近に迫った夏の参議院議員選挙への準備に向けて、国の動向を担当課はどのように認識しているのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 加藤選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（加藤恵三君） 現在、国会におきまして、有権者の投票環境の向上をさせるため、共通投票所制度の創設などを内容といたします、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案が審議されているところでございます。

共通投票所制度とは、選挙当日に既存の投票区の投票所とは別に、市町村の区域内のいずれかの投票区に属する選挙人も投票できる共通投票所を設置することができるというものでございますけれども、当町に当てはめてみますと、13か所の投票所とは別に1か所の共通投票所を設置するというようなものになってくることとなります。

この共通投票所の設置に当たりましては、二重投票防止のため、投票管理システムを導入し、全投票所をネットワーク化するといったインフラ面の整備やセキュリティー対

策などが必要となってきます。

このことから、当町におきましては、停電などによるシステムやネットワークの障害が発生した場合の対応、導入コストやランニングコストの費用面など、検討すべき課題がございますことから、今後、慎重に調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ただいまのご答弁では、やはり若者を含めた有権者の投票環境の向上が図られるような取り組みについてはまだまだ課題がたくさんあるようでございます。今ご答弁いただいた共通投票所以外にも、投票所の多箇所設置や交通の利便性に対する補助、投票時間の延長、前倒しなど、また、子どもの同伴が正式に認められるなど実態にあった改正も審議をされております。斑鳩町の実情、人口や面積などからすると、費用対効果のハードルというのは確かに高いように私も思いますが、投票率向上のために、担当課におかれましてはさまざまな施策を検討していただくよう、要望をさせていただきます。

次に、国の国政選挙にかかった経費、予算面での対応についてというふうに書かせていただいております。また、選挙等執行経費の基準額の改正による影響について、平成25年度の改正では、投票諸経費、開票諸経費などさまざま経費が削られましたが、今回の改正はどうなっているのか、また、過去の国政選挙にかかった経費についても、町費の持ち出しがあるのかどうかも含めてお尋ねさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 加藤選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（加藤恵三君） 選挙の執行経費の関係でございますけれども、前回の平成25年7月執行の参議院議員選挙では、当初予算額1,200万円に対しまして、執行額が1,067万1,774円、平成22年7月執行の参議院議員選挙では、当初予算額1,090万円に対しまして、執行額が948万824円であり、過去の参議院議員選挙に係る執行経費につきましては、町費を拠出することなく、基準額内で執行をしております。

現在、国会にて審議をされております、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案におきましては、諸物価の変動等を踏まえた執行経費に係る基準の改定を予定されており、これらによりまして、平成28年7月執行予定の参議院議員選挙に係る執行経費につきましては、前回の平成25年執行経費基準額とおおむね同額となる旨の通知を総務省のほうからいただいているところでございます。

このことから、平成28年度当初予算におきましては、参議院議員選挙費につきまして、前回の平成25年度と同額の予算額1,200万円を計上させていただいているというところでございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 平成25年度の改正では、約、国費が60億円削減されたということで、今回、町の持ち出しがあるのではないのかなというふうに心配をしておりましたが、今のご答弁で安心をさせていただきました。

また、改めて、参議院議員選挙の費用がですね、約1,000万円かかるということも再認識をさせていただきました。社会的知識の欠如や社会的無関心による政治への無関心によって投票率が低くても斑鳩町だけで税金が約1,000万円もかかるということは、やはりもったいないというふうに担当課としても思いませんか。どうせやるなら、投票率アップをさせていかなければいけないと思います。夏の参議院議員選挙への取り組みについては、担当課としてどのように考えておられるのか、質問させていただきます。

○議長（中西和夫君） 加藤選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（加藤恵三君） 参議院議員選挙への取り組みのご質問でございます。

初めに、国における状況について、ご説明をさせていただきます。総務省におきましては、若い世代に選挙に関する関心を高めるため、18歳以上への選挙権年齢の引き下げに係る特設のホームページを開設され、人気の芸能人を起用した啓発動画の作成・配信をするとともに、全国各地でシンポジウムやワークショップを開催されているところでございます。

次に、奈良県選挙管理委員会における取り組みについてでございます。今年度、平成27年度におきまして、これまでに県内の19の高等学校におきまして、模擬投票や選挙講座などの内容で出前講座を実施されており、去る1月26日には、法隆寺国際高校におきまして、3年生を対象に選挙制度の解説や、実際の選挙で使用する投票記載台や投票箱を利用した投票の流れの紹介をする出前講座を実施され、当町の書記も参加をし、啓発を実施させていただいたところでございます。

次に、町としての取り組みでございます。18歳以上への選挙権年齢の引き下げに係る広報記事を、この4月1日の町広報紙に掲載の予定をしております。その内容につきましては、選挙制度や投票の流れを紹介したもので、あわせて町ホームページでも同様

の内容の記事を掲載する予定をしております。また、その内容につきましては、町のフェイスブックアカウントを活用し、町ホームページや総務省ホームページの周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

さらに、7月執行予定の参議院議員選挙で新たに有権者となる当町在住の18歳から20歳の住民の方に対しまして、個別に啓発冊子の郵送を予定しているというところでございます。

今後におきましても、国の情報を活用いたしますとともに、奈良県選挙管理委員会とも連携を図りながら啓発活動を実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ただいまご答弁いただきました中にも、総務省の18歳以上への選挙権年齢の引き下げに係る特設ページ、なかなか総務省としてもチャレンジされた、人気の芸能人を起用した啓発動画をつくられました。そういうのもですね、町のほうです、フェイスブックやホームページを利用して周知を図っていただけるというふうにお答えをいただきましたので、なかなか今までと違ったチャレンジのある広報ですね、一般の住民さんたちも若者たちもですね、見ることによって、また新たな投票活動というか、若い方々がですね、興味を持って投票していただけるのではないかとというふうに私も期待をしております。また、フェイスブックの有効活用を期待しております。

そのほかにも、やはりこれまで選挙に行かなかった方々にですね、訴えかける手段を、そしてその人たちの心にしっかりと届くような施策をですね、実際に投票に行っていたような効果のある、実効性のある啓発活動の研究をですね、さらにお願いをさせていただきます。

今、18歳から二十歳までの方に冊子の配布を検討しているというふうにお答えをいただきましたけれども、例えば、生徒用副教材の私たちが開く日本の未来みたいなですね、文字だらけの、ああいうあまりおもしろくないというか、若者たちが本当に興味を持っていただけるのかわからない、副教材ということですのでいいのかもしれませんが、そういうような冊子をですね、改めて配布するような税金のちよっともったいない使い方はやめていただきたいなと思います。若者に対する、18歳から二十歳というターゲットが明確ですので、しっかりと分析をしていただき、効果的な冊子を、そして有効な施策をですね、有効な税金の使い方をお願いをさせていただきます、次の質問に移らせていただきます。

2番として、病児保育についてということで通告をさせていただいております。奈良

県下の病児保育の現状と課題についてであります。子育てをさせていただいて改めて思ったのが、子どもが熱を出すというのは当たり前なんだなということ、当たり前のことを気づかせていただきました。子どもが熱を出すことを、それをですね、親に降りかかる災難ではなく、支援によって地域が結びつくチャンスではないのかなというふうにも考えられるのではないのでしょうか。自分の子ども、他人の子どもの境界を社会からなくし、みんなの子、斑鳩の子という意識に変えていく、そのことにより、家庭が、地域が、斑鳩全体がですね、今よりもっと相手のことを思いやれるものになるのではないのでしょうか。そんな理想の斑鳩をですね、やはり政治家としてはつくっていきたい。しかしながら、その理想、環境にはほど遠いのが現状ではないのでしょうか。

まち・ひと・しごと本部の調査で、全国の未婚者の年収を調べたところ、男性は300万円台、女性は200万円台、2人が経済力を維持しながら、維持できないと、子どもも結婚も難しいのではないのでしょうか。男女が希望のタイミングで結婚し、希望どおりの子どもの持つには、共働き社会、男女がともに働き、ともに子どもを育てる環境整備の必要性が高まってくるのは必然であり、国がやろうとしている女性の輝く社会、活躍できる社会の実現を目指しているのであれば、なおさらではないのでしょうか。

そんな今後ますます必要とされることが明白な病児保育について、まずは奈良県下の状況をどのように把握されておられるのか、また、病児保育事業を実施する上での表面での課題について、お伺いをさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） まず、奈良県下の平成28年2月末現在におけます病児保育の実施状況でございますが、病児保育を実施されている施設は、奈良市、大和高田市ほか3市で計6か所、病後児保育を実施されている施設は、奈良市、大和郡山市ほか3市3町で計9か所、そして、体調不良児対応型保育を実施されている施設は、天理市、桜井市ほか2市2町で計16か所で実施をされておられます。

次に、病児保育を実施する上での課題といたしましては、まず、何かあればすぐに診ていただける医師の確保が最も難しいところでございます。県内の病児保育を実施されております施設を見ましても、全て病院や診療所に併設されております。そのほかに、保育する専用スペースの整備が必要であること、また、常設の看護師、保育士の確保が課題となっております。

費用面におきましては、施設の新設または改修に係る費用は別として、医師、看護師、保育士の人件費、施設の維持管理費等を積算いたしますと、年間1,000万円程度の

費用が必要となり、その費用から国・県の負担金を除きますと、年間800万円程度が町の負担になるのではないかと考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） やはり町単独で病児保育をされているというところはないようですね。やはり大きな市と協定を結んで取り組んでおられるところはあるようですが、また、費用面でも、今、町費単独でされると約800万円の負担であるというふうにお答えをいただきました。

改めて聞かせていただきますと、これは平成27年度の病児保育事業実施に関する規制の緩和がされておりますけれども、以前でしたらですね、もっと、もっと経費がかかっていたのに、平成27年の緩和で800万円になったんだなというふうに改めて勉強させていただきました。

今回、一般質問させていただきましたのは、さらにですね、病児保育について、国が病児保育の施設の普及を後押しする規制緩和をですね、検討内容が一部報道されました。現在の病児保育の年間利用者約57万人と言われております。これをですね、2020年には述べ150万人まで増加させるという病児保育施設の拡充に取り組んでいくということが発表されております。

さらに、人員の配置についてまで緩和が検討されておりますが、担当課としてはですね、新たな規制緩和に情報をどのように認識されておられるのかをお伺いさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 病児保育事業につきましては、平成27年度に国におきまして、病児保育事業実施要綱が定められました。これまでの病児・病後児保育事業実施要綱との主な改正点は、病児・病後児保育の対象児童がおおむね10歳未満の児童となっておりましたのが、乳児・幼児または小学校に就学している児童に拡大をされました。また、体調不良児対応型につきましては、改正前の職員の配置については、保育所等に看護師等を常時2名以上の配置となっておりましたが、改正後は看護師等を1名以上の配置と改められております。

今後におきましても、国におけます病児保育事業等に関する規制緩和等の情報には注視をさせていただきます。さまざまな方法を調査・研究してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 慎重なご答弁ではありましたが、規制緩和の情報には注視をしていただき、また、新たな条件につきましてはしっかりと調査・研究をしていただくように要望をさせていただきます。次の3番、広域化による病児保育について、お伺いをさせていただきたいと思います。

私も長年、厚生常任委員会に入らせていただきましてですね、町として、5、6年前にですね、病児保育の実現に向けてあと一歩というところまで取り組みがされた、そういう努力をされているという内情をですね、知っていたんですけども、今回、近隣で広域化による病児保育が始まる中でですね、何か斑鳩町が取り残された感があるので、まずはですね、当町ではどのように広域化による病児サービスを考えておられるのか、改めてお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 現在、病児保育等の相談がありました場合には、大和高田市の土庫病院や生駒市の阪奈中央病院のサービスを利用できるということのご案内をさせていただきます。

ただ、利用者にとって利便性を考えますと、斑鳩町の周辺にあるほうがより安心をされますので、広域化による病児保育サービスにつきましては、西和医療センターでの実施ができないかということで奈良県に要望をさせていただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 今、ご答弁いただいた、病児保育等の相談があった場合には土庫病院などのサービスを利用することができることのご案内をしているというふうにご答弁をいただきましたけれども、なぜ相談があったらそういうふうに答えているのかなど、今、思います。なぜ受け身なのかなというふうに。子どもがいつ病気になるかもわかりませんよね。ということは、協定を結んでいないから積極的な周知をできないのか。また、これまで積極的に病児保育について調査・研究をされてきた斑鳩町がですね、何かちょっと積極的ではなくなったのかなという印象を受けてしまいますけれども、土庫子ども診療所、病児保育についてですね、もうちょっとご説明と、また、現在に至る経緯について、ちょっとご説明をいただきたいなというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 現在、この大和高田市の土庫病院が実施されております病児保育、これにつきましては、大和高田市、葛城市、それから御所市、広陵町、上牧町、王寺町、河合町、田原本町、この3市5町が協定を結ばれまして、病児保育に必要な運

営の費用について、国・県の補助金額を除く費用を協定を結んだこの市町によりまして案分し、病児保育を実施されております。

当町の場合は、協定の中には入っておりませんが、利用が可能ということでございますので、協定を結んだ場合には保育の利用料は2,000円ということなのですが、今現在は協定を結んでおりませんので、保育の利用料は4,000円となっております。

そういったこともございますので、当町もこの協定に参加するのかどうかということ、あるいはこの保育の使用料の差額分を補助金を出すということも考えられますので、その点につきましては、参加するかどうかの是非も含めまして検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ちょっと検討していただいている間にですね、この病児保育、遠いですがけれども、もう土庫病院でも、生駒市でも利用できるという周知をですね、どのように考えておられるのか。まだ利用したいと思っておられる方にもこの情報が届いていないことはないんですかね。そのあたりをちょっと確認させていただきたいと思います。

もしそういう、まだ全ての保育所を利用されている方々にですね、この情報が行き渡っていないのであればですね、使う、使われなくても関係なく、土庫病院、確かに遠い、生駒市も遠い、そういう中でですね、選択は利用者のニーズに、利用者に任せるかもしれませんが、まずはそういう周知というか、してみてもいいのではないかというふうに思いますけれども、そのあたりについて、ちょっと明確なご答弁をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） これにつきましては、今、町立の保育園でございましてけれども、保育園のほうで、相談がありましたら、こういうのも利用していただけますよというご案内はさせていただいておりますので。今、全部に行き渡っているかどうかというのはちょっと、今、現段階ではわかりませんが、相談があった場合にはそういう形でご案内はさせていただいておりますけれども、今後、また知らないという方もおられるかと思っておりますので、より理解していただくように周知をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） よりたくさんの方々に周知していただくように努力していただける

というふうにご答弁をいただきましたので、その点、よろしく願いをいたします。

今、土庫こども診療所のほうのホームページとか、いろいろ見させていただきますとですね、斑鳩町が利用できるということが書かれておられませんのでね、やっぱり今の若い方って、すぐに携帯とかでいろいろな検索を自分でされても、やっぱりそういう、実際に利用できる施設に行きついたらとしてもですね、本当に斑鳩町が利用できるのかなというのはわからないと思いますので、本当に積極的な周知徹底をよろしく願いをさせていただきたいと思います。

斑鳩町から遠い土庫での病児保育でもですね、利用したいという保護者のニーズが今あるのであれば、やはり差額分についての補助検討も早急に結論を出していただきたいというふうにお願いをいたします。

土庫診療所の6月のホームページから6月の利用状況を見ますと、やはり地元の大和高田市が19名、近い香芝市が11名、広陵町が10名、遠い王寺町が2名、河合町が1名、上牧町が1名とホームページに載っております。スタートした月の数で参考にはならないかもしれませんが、やはり預けやすさ、利便性の重要性は読み取れるのではないのでしょうか。

やはり斑鳩町の保護者にとっては、西和医療センターでの実施がありがたいと思いますので、しっかりと実現に向けた取り組みをお願いしたいと思います。土庫のほうと協定を結ばれておられます王寺町、上牧町、河合町、もっと、もっと近いところで病児保育が利用できるのであれば、もっと、もっと利用者がふえると思います。そういうことをですね、斑鳩町がイニシアチブを握ってというか、町長のやはり人脈というか、そういう今までの、これまでの人脈を生かしてですね、斑鳩町が主体的に、主導的に、斑鳩町の住民さんがより利便性の高いサービスの提供、広域化に向けてですね、町長の力でぜひ取り組んでいただきたいと思います。

また、非施設型や民間事業者による派遣型の病児保育というのもございます。そういうこともですね、規制緩和がされるのであればですね、調査・研究をされる価値があるのではないかと思います。

1つ情報提供といたしましてはですね、日本に病児保育というのが、大きな民間会社が2つあります。そのうちの1つが東京で、もう1つが大阪でやっておられます。すぐ近くの八尾市でもやっておられます。ここの代表の方とこの前お話をさせていただきましたと、最近、生駒市や奈良市のほうにも、そういう協議じゃないですけども、関係者と話をする機会がふえてきているというふうにお答えをいただいています。そういう動

向も踏まえましてですね、やはり広域化で、その会社は共済型なんですけれども、そういう民間の力もですね、活用しながら、斑鳩町の地域で子育てしやすい環境に取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、次の、最後の3番、女性や子どもが暮らしやすい斑鳩について、質問をさせていただきます。

(1)として、ホワイトリボンキャンペーンやイクボスの周知についてというふうにご紹介をさせていただきます。ちょっとホワイトリボンキャンペーンにつきましては、私のほうからちょっとご紹介程度にとどめさせていただきますけれども、これはですね、女性に対する暴力をなくすために、男性が主体となって取り組む世界的な運動です。女性への暴力根絶を訴えるリボン運動には、パープルリボン運動がありますが、ホワイトリボンがそれと異なるのは、男性による、男性に向けた活動だということです。なかなか今回、この話もまだまだ周知、知っておられる方が少ないので、またちょっと、先ほどの児童虐待についてですね、男性側に対しての施策として、やはりこういう新しい、男性による男性の取り組みについてもぜひ研究をしていただきたいというふうにご紹介にとどめさせていただきますけれども、研究していただきたいなというふうに思います。

それでは、喫緊の課題でありますイクボスについて、質問をさせていただきます。こちらの問題についても、担当課のほうはご存じなかったようではありますが、今回の一般質問をさせていただきましたので、調査をしていただけてきたと思いますので、イクボスについての説明をですね、理事者のほうからしていただけないでしょうか。

また、斑鳩町の育児休暇の取得状況、特に男性職員による育児休暇取得実績について、お答えいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） まず、イクボスについての説明でございます。職場でともに働く部下のワーク・ライフ・バランスを考えて、その人のキャリアと人生を応援しながら、かつ、組織の業績も結果を出しながら、みずからも仕事や私生活を楽しむことができる上司をイクボスと呼ぶということでございます。近年、組織として、このイクボスを育成することにより、職員の育児休業の取得を促進する取り組みというのが注目をされていると聞いております。

育児休暇の本町の現状でございます。本町のみならず日本全体での男性の育児休業取得率は極めて低い水準でございます。本町におきましても、女性職員が育児休業を100%取得しております一方で、男性職員につきましては、平成22年度に1名が育児休業を取得した実績がございますが、それ以降の取得者はいないという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 斑鳩町では、女性の取得率が100%ですが、やっぱり男性の取得率については平成22年に1名ということで、なかなか社会全体の課題だなというふうに、斑鳩町でも、行政の中でも課題だなというふうにわからせていただきました。

これまで家庭をあまり顧みなかった男性たちがですね、時代の流れでイクメンになって、子育て家庭が少しは安定してきたかもしれません。また、仕事一筋だった管理職の皆さま方がイクボス、笑顔のボスになれば、職場のワーク・ライフ・バランスは一気に進むと考えております。ご答弁いただいたようにですね、そのイクボスのことを理解して、しっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

国のほうですね、男性の育児休業取得率を、現状の2.3%から、2017年度には10%に、2020年度には13%に上げるという目標を掲げておられます。その目標に向けてですね、しっかりと斑鳩町も数値目標を持って取り組んでいただいて、部下たちのためにも取り組んでいただきたいと思います。

ところで、先ほど私がですね、この質問をさせていただくときに、あえてイクボスの育成が喫緊の課題だというふうに言わせていただきましたけれども、その意味がご理解いただけているのか、ちょっとお伺いさせていただきます。例えばですね、昨年ご結婚された斑鳩町役場の男性職員が何名かおられますよね。また、ことしも結婚される男性職員がいそうですね、そういう人たちが去年も何名かお子様がお生まれになって、ことしも数名出産予定だというふうにお聞きしております。もしかしたら今週にももう、きょう生まれたのかもしれませんが、そういう皆さんのですね、部下に、そういう状況の男性職員がおられる。まだまだ男性の育休はとりにくい、若い職員さんにとってはやっぱりとりにくい状況だと思います。でもやっぱり、育休は決して男性が休むための育休ではございません。男性が楽するために取得するものではございません。子育てを手伝い、楽しみ、自分自身も成長する機会でもあります。また、夫の育児参加が多いほど第二子誕生の割合が高いというデータもございませぬ。イクメンをふやしていくことは、少子化対策にもつながってきます。

そこで、町長にお伺いをさせていただきます。管理職、上司が多様で柔軟な働き方に対して理解あるいは積極的な取り組みをされるように、斑鳩町のリーダーである小町長がどのような働きをされていくのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 小町長。

○町長（小町利重君） 町としてはですね、女性の職業生活における活躍の推進に関する

法律、いわゆる女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定を進めているところであります。本計画も活用しながら、職員の育児休業の取得推進にですね、努めてまいりたいと考えています。

私は、特にやっぱり職員は、忙しかつても、私はやっぱり休むところは休めということをしていかなかったら、結局それだけの疲労が重なって、次に仕事をしようと思うとできないと。やっぱりそういうところがあって、この夏でも、この2日休暇を、7月ごろ3日休暇ということでやらせていただきますように、できる限りそういうことをとってですね、そういう経験を味わって、やっぱりそういうことをしていかなかったら、もう女性だけ、あるいは男性だけというような世の中じゃなしに、今、男女共同参画社会ですから、私は大いにそういうことは進めてほしいと思っております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 今、小城町長の強いリーダーシップというか、心強いご答弁をいただきました。ファザーリング・ジャパンの調査では、多数の男性も育休をとりたい。彼らはですね、上司から、いつとるかという声かけを必要としているそうです。とることを前提とした、肯定的に声をかけていただきたいという意見がございますので、ここにおられる管理職の皆さま、ぜひそのことをご理解いただきまして、ご協力をよろしくお願いをいたします。

次に、最後の（2）コンビニ等に置かれている成人向け雑誌に目隠しカバーの検討をしてみてもどうかという提案をさせていただきます。コンビニエンスストアに陳列されている成人向け雑誌を女性や子どもたちが目にする機会を減らす、子どもへの教育的配慮や、東京オリンピック、聖徳太子御遠忌1400年に向けてこれからますますふえる訪日外国人への配慮の必要性からもですね、取り組んでみてどうかというご提案をさせていただきます。

このように私がですね、提案をさせていただいても、なかなか皆さん、この必要性というのを感じられるでしょうか。先駆的な取り組みで、まだまだ必要性を感じられないというふうに思います。私もですね、堺市さんが全国で初めてこの取り組みをされると聞いて、皆さまと同じような反応というか、先駆的な取り組みだなと思っただけでした。でも、この反応ってちょっとおかしいのかなというふうに気づかせてくれる方々がおられたんです。この反応ってちょっと男性的ではないのかなというご指摘を受けて、私もその認識を改めてさせていただきました。コンビニに女性の裸の雑誌が普通に置かれていることに、性暴力の雑誌や映像でなければ売れ行きが悪い事実ですね、また、元夫

や恋人、ただの知り合いによるストーカー殺人、弱い子どもへの暴力がニュースで頻繁に放送されていることになってしまっていないでしょうか。コンビニに、もし、女性ではなく男性の裸の写真があったら、皆さんどう感じられますか。そんなことはですね、男社会の日本が許さないとは思いますが、

また、この提案をですね、男の僕がするから、男性と男性が議論するからなかなかご理解いただけないのではないかなというふうに思っております。私にこの意識の改革をしていただいたのは、やはり東京の女性の教育委員会委員の方々やですね、大阪の熱心な女性の人権問題に取り組んでおられる女性から言われて、初めて認識を改めなければいけないなというふうに気づかせていただきました。そういう方々から今回ご提案があれば、また町としても認識が違うのかもしれませんが、今回の私のこのご提案をですね、どのように受けとめていただけるのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、ご提案をいただきました堺市の取り組みについての考え方について、説明をさせていただきます前に、当町で現在取り組んでおります成人向け雑誌、有害図書対策について、説明をさせていただきます。

斑鳩町におきましては、県の条例であります奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づきまして、毎年2回、奈良県と合同で各コンビニエンスストアあるいは書店等に立入調査を実施しているところでございます。具体的に言いますと、町内のコンビニエンスストアでありますとか書店といった有害図書類の取扱店舗に対しまして、区分陳列、そうした雑誌を区分して陳列しているか、あるいは販売閲覧制限表示の掲示が実施されているかなどを確認し、実施ができていない店舗につきましては改善の指導を行っているということでございます。ここ近年、そうした指導の実態はございません。そういう、きっちりやっているということでございます。

ご質問の成人雑誌への目隠しカバーについてでございますが、現在、先ほども申しあげましたように、大阪府堺市が実施に向けて準備を進めておられるというふうに聞いてございます。新年度からの取り組みでございますが、予算については95万円程度を考えておられるということでございますけれども、この取り組みにつきましては、まず、コンビニエンスストアに協力を求めて、市内店舗におきまして、有害図書類として区分陳列された雑誌類に、縦12センチの半透明色つきのビニール袋で雑誌を覆い、表紙の写真を見えにくくすることで、子どもたちが有害図書類を目にする機会を減らそうということでございます。既にコンビニエンスストア1社と協議を開始されており、3月中に

も協定を締結し、他のコンビニエンスストアにも広めていくということでございます。

非常に、質問者もおっしゃっておりますように、先駆的な取り組みでございまして、当町といたしましても、今後、この堺市のような実施自治体の事例について調査・研究を進めて、検討はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 先駆的な取り組みですので、ぜひ研究をしていただいでですね、女性や子どもだけでなく、訪日外国人への配慮も考えたまちづくりを斑鳩町としてとり行っただきますように要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、2番、小林議員の一般質問は終わりました。

11時25分まで休憩します。

（午前11時07分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、6番、平川議員の一般質問をお受けいたします。

6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1問目、協働のまちづくりについて、質問をさせていただきます。協働のまちづくりにつきましては、さまざまな段階を経て、新年度から、住民の活動提案による新たな協働が始まります。県内では初めての試みということで、注目と期待を集めています。ここに至るまでの行政関係者の方々のご尽力に感謝をいたしております。

さて、新年度より新しい協働の仕組みがスタートすることにあわせて、新年度予算に住民活動センターが織り込まれております。生き生きプラザ内に設置することですけれども、事務局体制をどのようにし、運営していかれるのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） まず、協働のまちづくりについての現在の取り組み状況をご説明させていただきたいと思っております。平成26年度に協働のまちづくりに関する取り組みがスタートしましてから、協働のまちづくりの理念に賛同いただいております住民有

志の方々に構成されますコアメンバーが中心となりまして、ニュースレターの作成、協働のまちづくりに関するホームページの運営など、協働のまちづくりに関する情報発信について、主体的かつ積極的に活動していただく中、平成27年1月から、生き生きプラザ斑鳩内に情報コーナーを設置いたしまして、毎週木曜日の午後1時から午後3時までの間、コアメンバーのスタッフが協働のまちづくりに関する問い合わせや相談に応じていただいているところでございます。

この情報コーナーを充実させる形で、住民の活動の拠点といたしまして、平成28年7月を目途といたしまして、生き生きプラザ斑鳩内に住民活動センターを開設する予定としております。

この住民活動センターにおきましては、新しく何か住民活動をやってみたい方が気軽に訪れ、相談することができる場として、また、住民活動団体同士が交流する場としてご利用いただけますよう、常駐の臨時職員を1名配置いたしまして、町職員や住民の有志の方々のサポートもいただきながら、協働のまちづくりに関する情報発信、住民活動団体の活動紹介や支援等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 臨時職員を1名配置するとのことですがけれども、事務局のあり方が今後の市民活動には非常に重要になってくると思われまます。住民との橋渡し役、相談役になるにはそれ相応の知識と、また、斑鳩町内でのネットワークが必要になってくると思われまます。これまでの活動の継続性を持ちつつ、住民の相談に応じられる事務局体制をつくっていただけると理解させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 配置いたします臨時職員に対しましては、住民活動センターの運営を円滑に行うことができるよう、これまでの町の取り組み等々について十分説明を行ってまいりたいと思ひます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

住民活動センターは、新年度からスタートするとのことですがけれども、将来的には、住民活動をサポートするための中間支援組織的な機能が求められると思ひます。今後の方向性について、お聞かせください。

さらに、当面は生き生きプラザの中に設けられるとの計画ですがけれども、生き生きプラザは主に健康や食、福祉といった活動をされている方々が利用されておりますけれど

も、まちづくりにはそれ以外の要素も多くあります。将来的には、まちの中心地の、例えば空き家を活用するなどし、住民が気軽に集え、まちの活性化にもつながる拠点となる場所にあればよいかと思えますけれども、そのあたりの町のお考えをお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） コアメンバーの方々によります主体的かつ積極的な活動に加えまして、来年度から実施する協働のまちづくり活動提案制度に基づき、新たな住民活動団体も誕生するなど、町内にこの協働の精神が広がりつつあるというものを感じているところでございます。

こうした協働のまちづくりの取り組みの進展に伴いまして、将来的には、おっしゃっていただきますように、住民活動団体の中から、住民活動団体と行政とをつなぐ中間支援組織として、自主的・主体的な住民活動の活性化の観点から住民活動センターの運営を委託することが可能な団体が生まれるということをご期待もいたしているところでございます。

こうしたことから、住民活動センターの運営につきましては、現在行っておりますさまざまな協働のまちづくりに関する取り組みの積み重ねによる住民活動団体の活動の幅の広がりや住民活動センター機能の充実に応じまして、先ほどの空き家等の活用による拠点等も含めまして、協働のまちづくり推進委員会の意見もお伺いをしながら検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

今後の活動にバックアップをしていただけるような、そうした運営が求められると思いますので、これからも町のほうのご支援をよろしくお願いいたします。この質問についてはこれで、以上とさせていただきます。

続きまして、貧困対策について、お伺いをさせていただきます。生活困窮者対策、特に子どもの貧困について、お伺いをいたします。経済格差の拡大が指摘されている中で、子どもの貧困については、社会的にも関心を集めています。厚生労働省の国民生活基礎調査やOECDの調査で、標準的世帯の年間の可処分所得の半分未満で暮らす人の割合を示す相対的貧困率が2012年で約16%を占め、先進国の中でも最悪の状況だとされています。昨年調査では、国民の6人に1人が貧困状態にあるとされ、奈良県の調査では、10人に1人が貧困状態にあるという結果も示されています。現代の貧困は、

表面的には見えづらいため、支援の手が届きにくのも特徴です。

本町においても、郊外型の住宅や農村地域が多くを占める土地柄から、貧困から無縁のようにも思われています。

そこで、質問です。本町の子どもの貧困率について、どのように把握されているのか、国や県の状況との違いがあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 当町の貧困率のご質問でございますけれども、その前に、先ほども質問者もご紹介いただきましたように、国の関係では、貧困率の定義につきまして、等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯の割合を相対的貧困率としております。現在、当町におけます可処分所得等、算出に必要な情報の把握ができておらず、国に準じた計算が困難であることから、昨年度、奈良県が子どもの貧困率を算出した方法に準じまして計算を行っております。

まず、高校生におきましては、奈良県での高等学校の奨学金を受給している人数からの推計、次に、小中学生におきましては、準要保護の受給者数と生活保護の受給者数、次に、就学前の児童につきましては、小中学生からの推計で算出をしております。

算出の結果、当町ではおよそ475人の児童が生活困窮世帯に属していると推定をされまして、18歳未満の児童に占める率としては、約10.0%と推定されます。これは、昨年7月に報道発表されました奈良県での貧困率であります約9.8%とほぼ類似した数値となっております。

なお、当町のこの貧困率につきましては、先ほど申しあげましたようにあくまで推計値であるということをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 18歳未満の児童に占める率として10%、10人に1人と推計されるということで、ほぼ奈良県平均と同じ状況ということでありまして、斑鳩町においても子どもの貧困は例外ではないということがわかりました。子どもの貧困を語るとき、ひとり親家庭についてはその割合が高くなっていると指摘されております。また、ドメスティック・バイオレンスなどさまざまな環境が子どもの生活に与える影響が懸念されます。

平成26年1月に施行されました子どもの貧困対策の推進に関する法律では、地方公共団体の責務として、子どもの貧困対策を適正に策定し、また実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとするを定めています。

そこで、質問です。本町においても、子どもたちの置かれている状況について調査や研究を行い、必要な支援につなげることが必要だと思われまますけれども、町のお考えをお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 子どもの生活困窮につきましては、保護者の収入に起因される可処分所得の見地からの生活困窮のほかにも、住宅ローンでありますとか、医療費等の支出によりまして家計が圧迫される場合、家庭的な事情による場合など、さまざまな困窮のパターンが考えられます。

そうしたことから、町といたしましても、児童扶養手当の受給者世帯や生活保護世帯等の状況、あるいは国でありますとか、県にございます情報もあわせて、子どもの生活困窮の実態について分析をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 国や県にある情報もあわせて分析するとのお答えですけれども、やはり斑鳩町の町独自の独自性ですとか、地域の特性などに応じたそうした分析などが必要だというふうに思われまますけれども、県が行っておられるどのような調査をもとに分析をされるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 県におきましては、ことしですかね、実施をされておられるというように聞いております。今、その計画につきましても、今現在、策定をされていくということ聞いておりますので、内容につきましても、また情報につきましても、県のほうから情報提供があると思いまますので、それを見させていただきながら分析をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 町として統計的な調査を実施するのに消極的なように感じられるんですけれども、何か懸念されるような材料とかがあるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） まだそこまで最終的に決めさせていただいておりませんので、今後、例えば県の情報でありますとか、県の関係が十分でないということになりましたら、また町のほうでも調査をするということが必要になってくる場合が出てくると思いまますが、その場合にはまた検討させていただきたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 平成26年度に奈良県が実施されましたひとり親家庭等の実態調査で、斑鳩町内での配布数というのは89件でありました。やはり斑鳩町内での実態を把握するという意味では、この数ではなかなか十分ではないのではないかなというふうに考えます。しかも、奈良県で調査を実施おられても、自治体ごとの分析というのはしておられませんし、奈良県全体の結果が斑鳩町に当てはまるのかどうか、やはりきちんと調査をし、その上で必要な施策を講じることが必要だというふうに考えます。

ことし9月より学習支援事業を町のほうが実施をスタートさせていただくことになり、生活保護世帯だけでなく、準要保護世帯、多子世帯についても減免の措置を講ずるように制度を整えてくださり、感謝をいたしております。そうした施策が成果を上げていくためにも、実態をきちんと把握し、取り組んでいただくことを要望をいたしまして、この質問については終わらせていただきます。

続きまして、民泊について、質問をさせていただきます。本町は、世界遺産法隆寺など歴史ある社寺があり、多くの観光客が訪れますが、町内に宿泊施設は数えるほどしかありません。観光促進を図る上では宿泊施設の開業が望まれますが、本町で宿泊施設が設置できるにはどのような条件が必要でしょうか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 宿泊施設ができる条件ということのご質問でございます。まず、宿泊施設と申しましてもいろいろあろうかと思いますが、旅館業法に定められておりますホテルの営業あるいは旅館の営業等を行う施設ということでお答えをさせていただきますと、これらにつきましては、建築基準法上、低層住居専用地域や第一種中高層住居専用地域などといったところでは建築ができないということでございます。ただし、法隆寺、お寺の周辺につきましては、特別用途地区に指定した区域でございます。その地域では、この旅館業法で定めるホテル営業あるいは旅館業営業等の施設につきましては立地が可能という状況でございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 新たな宿泊施設を設置するにはハードルが高く、難しい面もあり、民泊を推進することが有効な手段の1つであると考えられます。新年度予算で農家民泊の推進を盛り込んでいただいております。農家民泊は、いわゆる旅館業法で言う宿泊施設とは別の法律の枠組みの中で実施できると聞いております。

本町としては、どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君）　ただいまご質問者のおっしゃっていただきますように、旅館業法以外のところでの枠組み等、さまざまな形態があろうかと思えます。当町といたしましては、今現在、斑鳩の観光形態をですね、これまでの通過型観光から歴史・文化資源や豊かな自然を生かした散策・回遊・着地型観光への転換を図るということで各種施策を展開をしております。

その中の1つとして、当町での滞在時間を延ばしていくために、現在大変少ない宿泊施設を新たにふやしていくことを目的に、農家民泊などの仕組みづくりを新年度から進めていくということにしております。

○議長（中西和夫君）　6番、平川議員。

○6番（平川理恵君）　さまざまな手法ということで、なかなかちょっとわかりづらいんですけども、今後の取り組みを制限することになるのは本意ではありませんので、そのあたりは詳しくお伺いはいたしませんけれども、民泊については、国のほうでも規制緩和等が検討されております上に、農山漁村余暇法という旅館業法とは別の法律で農林漁業体験民泊を実施できると聞いております。しかしながら、実施できる主体や開設できる場所も限られているというようです。

そうした中で、斑鳩町としてどのように課題を整理し、民泊を推進していかれるのか、町のお考えをお聞かせください。

○議長（中西和夫君）　藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君）　今ございましたが、民泊ということでございますけれども、現在、昨年もですね、建設水道常任委員会で日野町等の先進地での研修もしていただいたわけですが、農家体験であったり、いろいろ体験メニューを行うという形での宿泊というのが、法律の枠組みがどういったものでできるかといったこととございますけれども、これは、現在、旅館業法に当たらない範囲でそういった宿泊を有料でされているということもございまして、先ほど申しました「さまざまな」といいますのはですね、必ず旅館業法あるいはほかのほうにですね、当てはまらない、そういう宿泊の形態等もあろうかと思えますので、新年度ではですね、そういったことを、先ほど申しました、農家民泊の仕組みづくりの取り組みということの中でですね、町としてはできるだけ宿泊をしていただきたいと考えておりますので、その方法につきまして、いろいろ調査・研究、あるいはそういう宿泊施設をしたいという方の意向等、あるいはその方々がどういう形の宿泊を考えておられるのかといったところもですね、十分に調査をしながら、そうしたらどんなものをするんやったら宿泊をしていただけるのかといった

こともですね、先ほど、何遍も申しわけないんですが、さまざまな方法を研究していく必要があるかと思いますので、前向きにやっていきたいと考えています。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 新年度の予算に農家民泊の推進が盛り込まれておりまして、非常に期待をして、質問をさせていただきました。

民泊に関心のある方が行政とともに研究をし、やはりできなかったですとか、または、斑鳩町ではできないから町外のできる場所を実施することにしたということがないように、この斑鳩町で宿泊し、滞在できる、そうした観光を整えていただけるように町としても取り組んでいただけますようお願いをいたしまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中西和夫君） 以上で、6番、平川議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

あすは、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時45分 散会）